

資材調達活動の基本方針

～熊本防錆工業(株)の紛争鉱物資源への対応について～

コンゴ民主共和国及びその周辺諸国で採掘された鉱物資源の一部は、非人道的行為を行う武装勢力の資金源となり、紛争を助長し人権侵害や環境破壊などを引き起こすなどの懸念があるとされています。

これらの地域で産出された 錫、タンタル、タングステン、金、コバルト (3TGC)、天然雲母 (マイカ) が紛争鉱物と呼ばれています。この資金源を断ち切ることを目的に紛争鉱物規制が制定されました。2010年に成立した米国金融規制改革法により、米国上場企業には、紛争地域由来の紛争鉱物 (3TG) についての情報開示が義務付けられています。一方、企業の取り組みについて、グローバルでは RMI (Responsible Minerals Initiative)、日本では電子情報技術産業協会 (JEITA) の「責任ある鉱物調達検討会」などが取り組みを推進しています。

熊本防錆工業(株)では調達活動において社会的責任を果たす為、RMAP 及び独立された第三者機関の認定を受けた適合精錬所のみを調達し、お客様と連携し責任ある材料調達を推進していきます。

制定日：2022年4月1日

改定日：2023年4月1日

熊本防錆工業株式会社

代表取締役社長 前田 真弘